

## 社会福祉法人おあしす新川 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おあしす新川（以下「本法人」という。）の役員、評議員及びその他の者が、本法人の業務のため出勤又は委員会等の会議に出席した場合の報酬並びに費用の支給基準を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 役員 本法人定款第15条に規定する理事の内非常勤の理事及び監事
- (2) 評議員 本法人定款第5条に規定する者
- (3) 評議員選任・解任委員会委員  
本法人定款第6条第2項に規定する者
- (4) 各委員会委員  
本法人が設置する苦情処理委員会及び入所検討委員会の委員
- (5) 報酬 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益のこと（その名称を問わない）
- (6) 費用 職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（日当、宿泊費及び雑費を含む）、手数料などの経費

### (報酬の支給)

第3条 本法人は、役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、理事会等への出席の都度、定額を支給することができる。
- 3 評議員には、本法人定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会への出席の都度、定額を支給することができる。
- 4 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。
- 5 評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員には、委員会等への出席の都度、定額を支給することができる。

### (報酬額の決定)

第4条 本法人の理事の報酬総額は、別表1「理事の年間報酬総額」に定める金額の範囲内とし、報酬は別表2「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」に定める額とする。

- 2 監事の報酬は、別表3「監事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬の額は、別表2「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」及び別表4「監事の監査に係る報酬」に定める額とする。
- 3 評議員の報酬は、本法人定款第8条に定める金額の範囲内において別表2「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」に定める額とする。

4 評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員の報酬は、別表2「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、会議等の開催日の属する月の翌月26日に本人の指定する本人名義の預金口座へ振込により支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前の最も近い日曜日等でない日に支給する。

2 監事の監査に係る報酬は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月の26日に本人の指定する本人名義の預金口座へ振込により支給する。ただし、その日が日曜日等に当たるときは、その日前の最も近い日曜日等でない日に支給する。

(費用)

第6条 本法人は、役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員が、その職務の遂行に当たって負担した、本法人が認める費用について、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、本法人定款第8条及び第21条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

付 則

- 1 この規程は、平成29年 6月14日から施行する。
- 2 社会福祉法人おあしす新川役員等報酬規程は廃止する。

別表1 理事の年間報酬総額

名 称	金 額
理事の年間報酬総額	700,000 円

別表2 役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬

会議名等	出席者	報酬
理事会	役員	1日あたり 5,000 円
評議員会	役員、評議員	1日あたり 5,000 円
評議員選任・解任委員会	役員、委員 (職員を除く)	1日あたり 5,000 円
各委員会	委員	1日あたり 5,000 円
法人用務のため	役員、評議員 各委員会委員	要した時間 (1時間あたり) 1,000 円

別表3 監事の年間報酬総額

名 称	金 額
監事の年間報酬総額	200,000 円

別表4 監事の監査に係る報酬

名 称	金 額
事業年度につき一律一人	10,000 円